最上町農業委員会第6回総会議事録

日 時 令和2年11月24日(火)午後1時00分~

場 所 最上町役場3階 大会議室

招集者 最上町農業委員会 会長 後藤一男

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指定について

日程第3 議案

1. 出席委員(11名)

2番 山口昌子3番 伊 藤 誠4番 藤 畑 智5番 二戸孝一6番 五十嵐一春7番 渡部浩栄8番 小林吉雄9番 中島日出夫10番 庄司千賀夫

11番 奥山勝明 12番 後藤一男

2. 欠席委員(1名)

1番 渡邊紀栄

3. 会議に出席した職員

事務局長 板垣誠弘 庶務係長 後藤卓哉

5. 会議に付議した事項

議事 議案第1号 認定電気通信事業者の中継施設設置に係る協議について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 最上町農用地利用集積計画について

【開 会】

議 長 : ただ今より、令和2年度最上町農業委員会第5回総会を開会いたします。 本日は1番委員が欠席しておりますが、定足数に達しておりますので本総会は成立いたします。

【会期の決定】

議 長 : 日程第1、会期の決定について議題といたします。お諮りいたします。

会期は本日1日限りといたします。これに異議はございませんか。

(異議なしの声)

全員異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしま

した。

【議事録署名委員の指名】

議 長 : 日程第2、最上町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録

署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。それでは、10番委員、2番委員両名にお願いい

たします。それでは、日程第3、議事に入ります。

【議事】

議 長 : 議案第1号「認定電気通信事業者の中継施設設置に係る協議について」

事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 : 議案第1号「認定電気通信事業者の中継施設設置に係る協議について」

説明いたします。農地法第5条第1項第8号及び農地法施行規則第53条

第1項14号により転用許可不要ととしてよいか協議するものです。

(議案第1号 朗読説明1件)

議 長 : 議案第 1 号について審議をお願いいたします。質疑はございませんか。

ないようでしたら、議案第1号について、採決いたします。 賛成の方は挙

手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、議案第1号は原案のとおり承認されました。 業安等の月「農地法等の名の担党による款可申請について、東欧

た。次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務

局の説明をお願いいたします。

事務局: 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」農地法第3

条の規定による許可申請の提出が下記のとおりあったので、同条第1項の

規定により可否を決定しようとするものである。令和2年11月24日提出

(議案第2号 朗読説明1件)

議 長 : 議案第 2 号について審議をお願いいたします。質疑はございませんか。 ないようでしたら、議案第 2 号について、採決いたします。賛成の方は挙 手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、議案第2号は原案のとおり承認されました。次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局の説明をお願いいたします。

事務局: 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」農地法第5条の規定による許可申請書の提出が下記のとおりあったので、同法施行規則第6条第2項の規定により意見を附して知事に進達しようとするものである。令和2年11月24日提出 最上町農業委員会会長後藤一男

(議案第3号について朗読説明1件)

議 長 : ただ今、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」事 務局より説明がありました。これについて、調査員報告があります。1番 について6番委員報告よろしくお願いいたします。

6番委員: 11月10日事務局と一緒に現地確認をしてきました。申請地は休耕している状態で、現在砂利採取を行っている場所の隣になります。特に問題はないものと思われます。

議 長 : ご苦労様でした。ただ今、6番委員から調査員報告がありました。この 件について、ご意見、ご質問はございませんか。

(今田委員举手)

今田委員: 砂利採取の一時転用について埋め戻しが十分ではないものが見受けられるが、事務局ではどのように確認しているか。

事務局: 農地転用を行った農地については、申請から3か月後と1年後、完了時に状況報告書、完了報告書で確認している。埋め戻しについては添付された写真で確認している。

今田委員: 写真だけでなく、現地の確認を行うべきではないか。

事務局: これまでは実施していないが、砂利採取の一時転用に限り状況報告及び

完了報告時に現地確認を行うこととします。その際は委員も同行するとい

うことでよいか。

3番委員 : 農業委員会の業務として、委員も同行して確認すべきだと思う。

議 長 : 議案にはありませんが、今後、砂利採取の一時転用について、状況報告

及び完了報告の際に、委員も同行し現地確認を行うべきとの意見がありま

したが、ご異議はございませんか。

(異議なしの声)

議 長 : その他にご意見、ご質問はございませんか。

無いようですので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」採決いたします。議案第3号について賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成です。よって議案第3号は、原案のとおり決定いたしました。 引き続き、議案第4号「最上町農用地利用集積計画について」事務局より説明を求めます。

事務局: 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」農業経営基 盤強化促進法に基づく下記の農用地利用集積計画について、同条第18条 第1項の規定により意見の決定をしようとするものである。

令和2年11月24日提出。

(議案第4号 朗読説明13件)

議 長 : ただいま事務局より説明がありました。質疑はございませんか。 ないようでしたら、議案第4号について、採決いたします。原案のとおり 決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員举手)

全員賛成と認めます。よって議案第4号は原案のとおり承認されました。

【閉 会】

議 長 : 以上で本日の議案審議はすべて終了いたしました。

よって、令和2年度最上町農業委員会第6回総会を閉会いたします。